

権を有することとなる者に係るものである。(く。)

ホ 寡婦年金

ト 死亡一時金

ト 昭和六十年改正法附則第九十四条第二項

の規定により支給する特別一時金

法第十九条第一項に規定する請求(次に掲げる年金たる給付に係るものに限る)の受理及びその請求に係る事実についての審査に関する事務

イ 第一号被保険者若しくは法第七条第一項第三号に規定する第三号被保険者(以下「第三号被保険者」という)であつた間に初診日がある傷病又は法第三十条第一項第二号に規定する者であつた間に初診日がある傷病(当該初診日が昭和六十一年四月一日以後にあるものに限る)による障害に係る障害基礎年金(法第三十一条第一項の規定によるものを除く)、経過措置政令第二十九条第三項又は第三十一条の規定の適用を受けることにより支給される障害基礎年金(法第三十一条第一項の規定によるものを除く)、法第三十条の四の規定による障害基礎年金及び法第三十一条第一項の規定による障害基礎年金(当該障害基礎年金と同一の支給事由に基づく厚生年金保険法による障害厚生年金若しくは平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第四条第一項若しくは第六十五条第一項の規定による障害共済年金の受給権を有する者となる者又は経過措置政令第十三条に規定する障害年金の受給権者に係るもの)を除く。

ロ 遺族基礎年金(当該遺族基礎年金との支給事由に基づく厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十二条第一項若しくは第六十五条第一項の規定による遺族共済年金の受給権を有することとなる者に係るもの)を除く。

ハ 寡婦年金

五 法第二十条第二項(昭和六十年改正法附則第十二条第四項において準用する場合を含む)、第四十二条の二並びに第四十二条第一項及び第二項に規定する申請(前号イからハまでこの項において同じ)に係る初診日(昭和六十一年四月一日前に発した傷病による障害にあつては、当該傷病が発した日)に組合員であつた場合にあつてはその属する共済組合(受給権者がその日に国家公務員共済組合連合会又は全国市町村職員共済組合連合会を組織する共済組合の組合員であつた場合にあつては、それぞれ当該連合会)が行うものとし、私学教職員共済制度の加入者であつた場合にあつては日本私立学校振興・共済事業団が行うものとする。

ト 昭和六十一年四月一日前に発した傷病による障害にあつてはその属する共済組合(受給権者がその日に国家公務員共済組合連合会又は全国市町村職員共済組合連合会を組織する共済組合の組合員であつた場合にあつては、それぞれ当該連合会)が行うものとし、私学教職員共済制度の加入者であつた場合にあつては日本私立学校振興・共済事業団が行うものとする。

イ 第一号被保険者若しくは法第七条第一項

の規定により支給する特別一時金

法第十九条第一項に規定する請求(次に掲げる年金たる給付に係るものに限る)の受理及びその請求に係る事実についての審査に関する事務

まことに掲げる年金たる給付の受給権者に係るものに限る)の受理に関する事務

六 第四号イに規定する障害基礎年金の額の改定の請求の受理に関する事務

七 法第八十七条の二第二項及び第三項に規定する申出の受理及びその申出に係る事実についての審査に関する事務

八 法第八十九条第二項に規定する申出の受理及びその申出に係る事実についての審査に関する事務

九 法第九十条第一項及び第三項(法第九十条の二第四項、平成十六年改正法附則第十九条第三項及び政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第六十四号。以下「平成二十六年改正法」という。)附則第十四条第一項において準用する場合を含む)、第九十条の二第一項から第三項まで並びに第九十条の三第一項、平成十六年改正法附則第十九条第一項及び第二項並びに平成二十六年改正法附則第十四条第一項に規定する申請の受理及びその申請に係る事実についての審査に関する事務

十 法第五十五条第一項、第三項及び第四項に規定する届出等(同条第三項及び第四項に規定する届出等については、第四号イからハまでに掲げる年金たる給付の受給権者に係るものに限る)の受理及びその届出に係る事実についての審査に関する事務

十一 旧法第十六条及び第八十三条に規定する裁判の請求の受理及びその請求に係る事実についての審査に関する事務

十二 旧法による障害年金の額の改定の請求の受理に関する事務

十三 旧法第十六条及び第八十三条に規定する裁判の請求の受理及びその請求に係る事実についての審査に関する事務

十四 旧法第十六条及び第八十三条に規定する裁判の請求の受理及びその請求に係る事実についての審査に関する事務

十五 旧法第十六条及び第八十三条に規定する裁判の請求の受理及びその請求に係る事実についての審査に関する事務

十六 旧法第十六条及び第八十三条に規定する裁判の請求の受理及びその請求に係る事実についての審査に関する事務

十七 旧法第十六条及び第八十三条に規定する裁判の請求の受理及びその請求に係る事実についての審査に関する事務

十八 旧法第十六条及び第八十三条に規定する裁判の請求の受理及びその請求に係る事実についての審査に関する事務

十九 旧法第十六条及び第八十三条に規定する裁判の請求の受理及びその請求に係る事実についての審査に関する事務

二十 旧法第十六条及び第八十三条に規定する裁判の請求の受理及びその請求に係る事実についての審査に関する事務

二十一 旧法第十六条及び第八十三条に規定する裁判の請求の受理及びその請求に係る事実についての審査に関する事務

二十二 旧法第十六条及び第八十三条に規定する裁判の請求の受理及びその請求に係る事実についての審査に関する事務

二十三 旧法第十六条及び第八十三条に規定する裁判の請求の受理及びその請求に係る事実についての審査に関する事務

二十四 旧法第十六条及び第八十三条に規定する裁判の請求の受理及びその請求に係る事実についての審査に関する事務

二十五 旧法第十六条及び第八十三条に規定する裁判の請求の受理及びその請求に係る事実についての審査に関する事務

二十六 旧法第十六条及び第八十三条に規定する裁判の請求の受理及びその請求に係る事実についての審査に関する事務

二十七 旧法第十六条及び第八十三条に規定する裁判の請求の受理及びその請求に係る事実についての審査に関する事務

二十八 旧法第十六条及び第八十三条に規定する裁判の請求の受理及びその請求に係る事実についての審査に関する事務

障害基礎年金については、後の障害とする。下この項において同じ。)に係る初診日(昭和六十一年四月一日前に発した傷病による障害にあつては、当該傷病が発した日)に組合員であつた場合にあつてはその属する共済組合(受給権者がその日に国家公務員共済組合連合会又は全国市町村職員共済組合連合会を組織する共済組合の組合員であつた場合には、それぞれ当該連合会)が行うものとし、私学教職員共済制度の加入者であつた場合にあつては日本私立学校振興・共済事業団が行うものとする。

(法第七条第一項第一号の政令で定める老齢又は退職を支給事由とする給付)は、次とのおりとする。

一 厚生年金保険法による老齢厚生年金及び昭和六十一年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法(以下「旧厚生年金保険法」という。)による老齢年金

二 昭和六十一年改正法第五条の規定による改正前の船員保険法(昭和十四年法律第七十三条号。以下「旧船員保険法」という。)による老齡年金

三 平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち退職共済年金(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)第十条第二項の規定によりその全額につき支給を停止されているものを除く。)及び減額退職年金

四 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金

五 平成二十四年一元化法改正前私学教職員共済組合法第七百四十号。附則第十五項の規定によりその全額につき支給を停止されているものを除く。)及び減額退職年金

六 平成二十四年一元化法改正前国家公務員共済組合法第七百一十八号。以下「旧国家公務員等共済組合法」という。)及び昭和六十年法律第一百二十九号。以下「昭和六十年法律第七百一十九号」という。)による退職年金(昭和三十六年法律第一百四十号)附則第十五項の規定によりその全額につき支給を停止されているものを除く。)及び減額退職年金

七 平成二十四年一元化法附則第六十五条第二項の規定によりその全額につき支給を停止されているものを除く。)及び減額退職年金

八 平成二十四年一元化法附則第六十五条第三項の規定による退職共済年金

九 平成二十四年一元化法附則第六十五条第四項の規定による退職年金

十 平成二十四年一元化法附則第六十五条第五項の規定による退職年金

十一 平成二十四年一元化法附則第六十五条第六項の規定による退職年金

十二 平成二十四年一元化法附則第六十五条第七項の規定による退職年金

十三 平成二十四年一元化法附則第六十五条第八項の規定による退職年金

十四 平成二十四年一元化法附則第六十五条第九項の規定による退職年金

十五 平成二十四年一元化法附則第六十五条第十項の規定による退職年金

の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五百五十三号)第十七条の規定によりその全額につき支給を停止されているものを除く。)並びに地方公務員等共済組合法等の一號。以下「昭和六十一年地方公務員共済組合法」という。)及び昭和三十七年法律第一百五十二号。第十一章を除く。以下「旧地方公務員等共済組合法」という。)及び昭和六十一年地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第一百五十二号)の規定により改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(以下「旧地方の施行法」という。)による退職年金(旧地方公務員等共済組合法第七十九条第二項の規定によりその全額につき支給を停止されているものを除く。)及び減額退職年金

十六 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による退職年金(昭和三十六年法律第一百四十号)附則第十五項の規定によりその全額につき支給を停止されているものを除く。)及び減額退職年金

十七 平成二十四年一元化法附則第六十五条第二項の規定によりその全額につき支給を停止されているものを除く。)及び減額退職年金

十八 平成二十四年一元化法附則第六十五条第三項の規定によりその全額につき支給を停止されているものを除く。)及び減額退職年金

十九 平成二十四年一元化法附則第六十五条第四項の規定によりその全額につき支給を停止されているものを除く。)及び減額退職年金

二十 平成二十四年一元化法附則第六十五条第五項の規定によりその全額につき支給を停止されているものを除く。)及び減額退職年金

二十一 平成二十四年一元化法附則第六十五条第六項の規定によりその全額につき支給を停止されているものを除く。)及び減額退職年金

二十二 平成二十四年一元化法附則第六十五条第七項の規定によりその全額につき支給を停止されているものを除く。)及び減額退職年金

二十三 平成二十四年一元化法附則第六十五条第八項の規定によりその全額につき支給を停止されているものを除く。)及び減額退職年金

二十四 平成二十四年一元化法附則第六十五条第九項の規定によりその全額につき支給を停止されているものを除く。)及び減額退職年金

二十五 平成二十四年一元化法附則第六十五条第十項の規定によりその全額につき支給を停止されているものを除く。)及び減額退職年金

二十六 平成二十四年一元化法附則第六十五条第十一項の規定によりその全額につき支給を停止されているものを除く。)及び減額退職年金

二十七 平成二十四年一元化法附則第六十五条第十二項の規定によりその全額につき支給を停止されているものを除く。)及び減額退職年金

二十八 平成二十四年一元化法附則第六十五条第十三項の規定によりその全額につき支給を停止されているものを除く。)及び減額退職年金

二十九 平成二十四年一元化法附則第六十五条第十四項の規定によりその全額につき支給を停止されているものを除く。)及び減額退職年金

三十 平成二十四年一元化法附則第六十五条第十五項の規定によりその全額につき支給を停止されているものを除く。)及び減額退職年金

三十一 平成二十四年一元化法附則第六十五条第十六項の規定によりその全額につき支給を停止されているものを除く。)及び減額退職年金

（平成十二年 統合附則第二条第一項第五号）に規定する旧制度農林共済法をいう。第六条の五第二項第八号において同じ。）第三十六条第一項（ただし書の規定によりその全額につき支給を停止しているものを除く。）及び減額退職年金

七 恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。）による給付であつて退職を支給事由とするもの

八 地方公務員の退職年金に関する条例による年金たる給付であつて退職を支給事由とするもの（年齢を理由としてその全額につき支給を停止されているものを除く。）

九 執行官法の一部を改正する法律（平成十九年法律第十八号）による改正前の執行官法（昭和四十一年法律第二百十一号。以下「旧執行官法」という。）附則第十三条の規定による年金たる給付であつて退職を支給事由とするもの（年齢を理由としてその全額につき支給を停止されているものを除く。）

十 国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号。以下この号、第四条の八第一項第六号及び第六条の五第一項第十一号において「互助年金廃止法」という。）附則第七条第一項の普通退職年金（互助年金廃止法附則第七条第二項の規定によりその例によることとされる互助年金廃止法による廃止前）の国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）第十五条第一項の規定によりその支給を停止しているものを除く。）及び旧国会议員互助年金法（互助年金廃止法附則第二条第一項の規定によりなほその効力を有することとされる互助年金廃止法による廃止前の国会議員互助年金法をいう。以下この号、第四条の八第一項第六号及び第六条の五第一項第十一号において同じ。）第九条第一項の普通退職年金（旧国会议員互助年金法第十五条第一項の規定によりその支給を停止しているものを除く。）

十一 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号。以下の五第一項第十二号において「存続共済会」という。）が支給する平成二十三年地共済改

第四条 法第七条第二項に規定する主として第二号被保險者の收入により生計を維持することの認定は、健康保険法（大正十一年法律第七十七号）、國家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第一百二十八号）、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法における被扶養者の認定の取扱いを勘案して日本年金機構（以下「機構」という。）が行う。
（被扶養配偶者でなくなつたことの届出に関する技術的読替え）

正法附則第二条の旧退職年金（同条の規定によりなお従前の例によることとされる平成二十三年地共済改正法による改正前の地方公務員等共済組合法第百六十四条第一項の規定によりその支給を停止されているものを除く。）及び平成二十三年地共済改正法附則第十二条の規定による第一項の特例退職年金（同条第二項の規定によりその例によることとされる平成二十三年地共済改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる平成二十三年地共済改正法による改正前の地方公務員等共済組合法第百六十四条第一項の規定によりその支給を停止されているものを除く。）

(端数処理)
第四条の三 年金たる給付の額を計算する過程において、五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げることができる。
(未支給の年金を受けるべき者の順位)
第四条の三の二 法第十九条第四項に規定する未支給の年金を受けるべき者の順位は、死亡した者の配偶者、子、父母・孫、祖父母、兄弟姉妹及びこれらの者以外の三親等内の親族の順序とする。
(法第二十条第二項の政令で定める規定)
第四条の四 法第二十条第二項に規定する政令で定める規定は、次のとおりとする。
一 昭和六十年改正法附則第十一条第四項において準用する法第二十条第二項本文及び第三項
二 厚生年金保険法第三十八条第一項本文及び第三項(昭和六十年改正法附則第五十六条第三項において準用する場合を含む。)
(法第二十条の二第四項の政令で定める法令の規定等)
第四条の四の二 法第二十条の二第四項に規定する政令で定める法令の規定は、次のとおりとする。
一 労働者災害補償保険法(昭和二十一年法律第五十号)別表第一第一号及び第三号
二 厚生年金保険法第四十四条第一項ただし書
三 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第十一条第一項第一号、第十二条、第十三条、第十三条の二第一項及び第四項、第十三条の三第一項及び第四項並びに第十三条の四第一項及び第四項
四 法第四十九条第一項ただし書及び第五十二条の二第一項ただし書
五 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第十三条の二第一項第一号ただし書、第二項第一号ただし書及び第三項の二第一項及び第四項、第二十二条、第二十二条の二第一項及び第四項、第二十七条並びに第二十七条の二第一項及び第四項
六 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第十三条第一項第一号、第十三条の二第一項及び第四項、第二十二条、第二十二条の二第一項及び第四項、第二十七条並びに第二十七条の二第一項及び第四項
七 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)第三条第三項第二号ただし書及び第十七条第一号たゞ

(昭和三十二年政令第二百八十三号) 附則第三条
二十一 国家公務員共済組合法施行令(昭和三十年政令第二百七号)第十一条の三の九第二項(同項第一号に係る部分(私立学校教職員共済法施行令(昭和二十八年政令第四百一十五号)第六条において準用する場合を含む。)に限る。)
二十二 地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号)第二十三条の六第二項(同項第一号に係る部分に限る。)
二十三 経過措置政令第二十八条ただし書(同条第一号に係る部分に限る。)
二十四 国家公務員等共済組合法等の一部改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和六十一年政令第五十六号)第二十一条第一項(私立学校教職員共済法第四十八条の規定によりその例によることとされる場合を含む。)
二十五 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和六十一年政令第五十九号)第二十五条第一項、第二十五条の二第一項及び第四項並びに第三十一条の二第一項及び第四項第二十六条平成十九年十月以後における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令(平成十二年政令第二百四十一号)第二十七条(同項第三号に係る部分に限る。)
二十七 平成十九年十月以後における旧私立学校教職員共済組合法の規定による年金等の額の改定に関する政令(平成十二年政令第三百四十一号)第三条第三項(同項第二号に係る部分に限る。)
二十八 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るために農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令(平成十四年政令第四十四号)第十九条第一項第一号、第二項及び第三項
**前項第四号に掲げる法令の規定について、法第二十条の二第四項の規定を適用する場合においては、同項中「停止されている」とあるのは「停止されていた」と、「停止されていない」とあるのは「受けていた」とする。
(公的年金被保険者総数の算定方法)
第四条の四の三 法第二十七条の四第一項第一号に規定する公的年金被保険者総数は、次に掲げ**

る数を合算した数を十二で除して得た数とする。
二 各年度の各月の末日における第一号被保険者(旧法による被保険者を除く。)の数の総数
三 各年度の各月の末日における第三号被保険者の数の総数
四 支給の繰下げの際に加算する額)
第四条の五 法第二十八条第四項(法附則第九条の三第四項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める額は、法第二十七条(法附則第九条の三第二項においてその例による場合を含む。)の規定(昭和六十一年改正法附則第十七条の規定が適用される場合には、同条第一項(規定により同条第一項の規定)によって計算した額に増額率(千分の七に当該年金の受給権を得た日の申属する月から当該年金の支給の繰下げの申出の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。)をした日の属する月の前月までの月数(当該月数が百二十を超えるときは、百二十)を乗じて得た率をいう。次項において同じ。)を乗じて得た額とする。
二 法第四十六条第二項において準用する法第二十九条第四項に規定する政令で定める額は、法第四十四条の規定によつて計算した額に増額率(障害等級)を乗じて得た額とする。

第三十六条の二 第一項第一号の政令で定められた給付
第四条の八 法第三十六条の二第一項第一号に規定する年金たる給付は、次のとおりとする。
一 恩給法(他の法律において準用する場合を含む。)による年金たる給付
二 地方公務員の退職年金に関する条例による年金たる給付
三 厚生年金保険法附則第二十八条に規定する共済組合が支給する年金たる給付
四 旧執行官法附則第十三条の規定による年金たる給付
五 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)に基づいて国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付
六 互助年金廃止法附則第七条第一項の普通退職年金、互助年金廃止法附則第十一条第一項の公務傷病年金及び互助年金廃止法附則第十二条第一項の遺族扶助年金並びに旧国會議員互助年金法第二条第一項の互助年金存続共済会が支給する年金たる給付
七 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百一十七号)以下「遺族援護法」という。による年金たる給付
八 法第四十六条第二項において準用する法第二十九条第七項に規定する政令で定める額は、法附則第六十一号による留守家族手当(同法附則第四十五項に規定する手当を含む。)による年金たる給付
九 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第二百一十九号)による留守家族手当(同法附則第四十五項に規定する手当を含む。)による年金たる給付
十 労働者災害補償保険法による年金たる保険給付
十一 船員保険法による年金たる保険給付(旧船員保険法による年金たる保険給付を除く。)
十二 国家公務員災害補償法(昭和二十四年法律第二百九十一号)他の法律において準用する場合を含む。)による年金たる補償
十三 地方公務員災害補償法及び同法に基づく条例の規定による年金たる補償
十四 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律第二百四十三号)に基づく条例の規定による年金たる補償
第五条 法第三十条の四の規定による障害基礎年金の支給を停止する場合の給付の額の計算方法

二	昭和四年から同年六月三十日まで	昭和四十一年二月一日から同年二月三十日まで	昭和四十一年二月一日以前
この表の一の項下欄の第二号に掲げる年金たる給付	この表の一の項下欄の第二号に掲げる年金たる給付	この表の一の項下欄の第二号に掲げる年金たる給付	この表の一の項下欄の第二号に掲げる年金たる給付

二 当該年金給付に加算又は加給が行われるとときは、その加算され、又は加給された後の額による。

三 受けることができるときは、その給付の額を算定する。受給権者の数で除して得た額による。

四 同一人が二以上の年金給付を受けることができるときは、その二以上の給付の額を合算した額による。

(法第三十六条の二第三項の政令で定める額)

第五条の二 法第三十六条の二第三項に規定する政令で定める額は、七十三万円とする。

(法第三十六条の二第五項の政令で定める給付等)

第五条の三 法第三十六条の二第五項に規定する政令で定める給付は、次のとおりとする。

一 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第二百五十五号。以下「法律第二百五十五号」という)附則第三条又は附則第二十二条第一項の規定により支給される傷病年金及び恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号。以下「法律第八十一号」という)附則第十三条第一項の規定により支給される特例傷病恩給

二 法律第二百五十五号附則第三十五条の三に規定する扶助料及び旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第二百七十七号)第三条第二項に規定する扶助料による。

給付の種類	恩給法による増加額 及び特例傷病恩給	給付を受ける者	一		2
			恩給法に よる増加 額	恩給法に よる増加 額	
定期する傷 病年金及 び特例傷 病恩給	次の各号に規定する負傷又は 疾病による障害につき当該給 付を受ける者（当該給付に普 通恩給が併給される場合にお いては、負傷し、又は疾病に かかるた當時の階級が大尉又 はこれに相当するもの以下で あつた者に限る。）	一 法律（昭和二十一年法律第三 十一号）による改正前の恩給 法第二十一条に規定する軍人 又は準軍人としての公務によ る負傷又は疾病	一 正する勅令（昭和二十一年勅 令五百四号）による改正前 の恩給法施行令（大正十二年 勅令第三百六十七号）第二十 三条第一号（昭和十七年勅令 第二百四十四号による改正前 の同号を含む。）に該当する負 傷又は疾病	一 法律第百五十五号附則第 二十九条の二又は附則第三十 条第四項の規定により在職中 の公務によるものとみなされ る負傷又は疾病	六 旧令による共済組合等からの年金受給者の ための特別措置法に基づいて国家公務員等共 済組合連合会が支給する年金たる給付のうち、 公務による障害又は死亡を支給事由とするもの
					七 たる給付又は厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）以下以下 「平成八年改正法」という。）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施したる 政府が支給するものとされた年金たる給付のうち、公務による障害又は死亡を支給事由とするもの 法第三十六条の二第五項に規定する政令で定 める者は、給付の種類に応じて、それぞれ次の 表の下欄に定めるとおりとする。

二	恩給法第 七十五条 第一項第 二号に規 定する扶 助料及び 前項第二 号に規定 する扶助	三	四	五
は疾病 この表の第一項下欄各号に規 定する負傷若しくは疾病によ り死亡した者（負傷し、又は 疾病にかかった当時の階級が 大尉又はこれに相当するもの 以下であつた者に限る。）の遺 族又は法律第百五十五号附則 第三十五条の三第一項に該當 する遺族（死亡の当時の階級 が大尉又はこれに相当するも の以下であつた者の遺族に限 る。）であることにより当該給 付を受ける者	者 遺族援護法第二十三条第一項 第一号（法律第八十一条附 則第二十項、法律第一百四十四 号附則第十一項、法律第二十 七号附則第五条第三項及び法 律第五十一号附則第七条第三 項において準用する場合を含 む。）又は遺族援護法第二十三 条第二項第一号に規定する遺 族	前項第三 号に規定 する年金 又は遺族 給与	前項第四 号に規定 する前項第五 号に規定 する給付 のうち、 障害を支 給事由と するもの	一 遺族援護法第二条第一項 第二号に規定する軍属であつ た者で、同法第三条第一項第 二号に規定する在職期間内に おける公務による負傷又は疾 病による障害につき当該給付 を受けるもの 二 遺族援護法第二条第三項 第一号に規定する準軍属であ つた者で、同法第四条第四項 第二号の規定により公務によ るものとみなされる負傷又は 疾病による障害につき当該給 付を受けるもの 三 遺族援護法第二条第三項 第六号に規定する準軍属であ つた者で、公務による負傷又

六	前項第五号に規定する給付のうち、死亡を支給事由とするもの	七	前項第六号に規定する給付のうち、障害を支給事由とするもの	八	(法第三十六条の三第一項の政令で定める額等) 第五条の四 法第三十六条の三第一項に規定する政令で定める額は、同項に規定する扶養親族等がないときは、三百七十万四千円とし、扶養親族等があるときは、三百七十万四千円に当該扶養親族等(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)に規定する扶養親族(三十歳以上七十歳未満の者に限る。以下「特定年齢扶養親族」という。)にあつては、同法に規定する控除対象扶養親族(以下単に「控除対象扶養親族」といいう。)に限る。一人につき三十八万円(当該扶養親族等が所得税法に規定する同一生計配偶者(七十歳以上の者に限る。以下同じ。)又は老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族一人につき四十八万円とし、当該扶養親族等が特定扶養親族等(同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族(十九歳未満の者に限る。)をいう。以下同じ。)であるときは、当該特定扶養親族等一人につき六十三万円とする。次項において同じ。)を加算した額とする。
2 基礎年金の支給の停止は、同項に規定する所得が四百七十二万円(同項に規定する扶養親族等	は疾病による障害につき当該給付を受けるもの この表の第五項下欄各号に規定する負傷又は疾病により死亡した者の遺族であることにより当該給付を受ける者	この表の第五項下欄第一号に規定する負傷又は疾病による障害につき当該給付を受ける者	この表の第五項下欄第一号に規定する負傷又は疾病による死亡した者の遺族であることにより当該給付を受ける者	この表の第五項下欄第一号に規定する負傷又は疾病による死亡した者の遺族であることにより当該給付を受ける者	この表の第五項下欄第一号に規定する負傷又は疾病による死亡した者の遺族であることにより当該給付を受ける者

族等（特定年齢扶養親族にあつては、控除対象扶養親族等（特定年齢扶養親族にあつては、控除対象扶養親族に限る。）「人につき三十八万円を加算した額とする。以下この項において同じ。」）を超えない場合には障害基礎年金のうち二分の一（法第三十三条の二第一項の規定によりその額が加算された障害基礎年金にあつては、その額から同項の規定により加算する額を控除した額の二分の一）に相当する部分について、当該所得が四百七十二万円を超える場合には障害基礎年金の全部について、行うものとする。（法第三十三条の四の規定による障害基礎年金の支給を停止する場合の所得の範囲）

第六条 法第三十六条の三第一項に規定する所得は、前年の所得のうち、地方税法（昭和二十一年法律第二百二十六号）第四条第二項第一号に掲げる道府県民税（都が同法第一条第二項の規定によって課する同法第四条第二項第一号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。

（法第三十三条の四の規定による障害基礎年金の支給を停止する場合の所得の額の計算方法）

第六条の二 法第三十六条の三第一項に規定する所得の額は、その年の四月一日の属する年度（以下「当該年度」という。）分の道府県民税に係る地方税法第三十二条第一項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第三十三条の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額、同法第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の四第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第八条第二項（外国居住者等所得相互免除法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。

2 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。

一 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第三十四条第一項第一号から第四号まで又は第十号の二に規定する控除を受けた者については、当該雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額

二 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第三十三条第一項第六号に規定する控除を受けた者についてはその控除の対象となつた障害者（法第三十条の四の規定による障害基礎年金（その全額につき支給を停止されているものを除く。）の受給権者を除く。）一人につき二十七万円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、四十万円）、同項第八号に規定する控除を受けた者については当該控除を受けた者につき一十七万円、同項第八号の二に規定する控除を受けた者については当該控除を受けた者につき三十五万円、同項第九号に規定する控除を受けた者については当該控除を受けた者につき二十七万円

三 当該年度分の道府県民税につき、地方税法附則第六条第一項に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額

（法第三十六条の四第一項の政令で定める財産）

第六条の三 法第三十六条の四第一項に規定する財産は、主たる生業の維持に供する田畠、宅地、家屋又は厚生労働大臣が定めるその他の財産とする。

（遺族基礎年金等の生計維持の認定）

第六条の四 法第三十七条の二第一項に規定する被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その者によつて生計を維持していた配偶者又は子及び法第四十九条第一項に規定する夫の死亡の当時その者によつて生計を維持していた妻は、当該被保険者又は被保険者であつた者及び夫の死亡の当時その者と生計を同じくしていった者であつて厚生労働大臣の定める金額以上の収入を将来にわたつて有すると認められる者以外のものその他これに準ずる者として厚生労働大臣が定める者とする。

(運用職員の範囲)

第六条の四の二 法第七十七條の政令で定める職員は、次に掲げる者とする。

一 事務次官、厚生労働審議官、官房長、厚生労働省組織令(平成十二年政令第二百五十二号)第十八条第二項に規定する総括審議官(厚生労働省令で定める者に限る。)、同条第十項に規定する審議官(厚生労働省令で定める者に限る。)、大臣官房総務課長、年金局長並びに年金局総務課長、資金運用課長及び数理課長

二 前号に掲げる者のほか、法第七十五条に規定する積立金の運用に係る行政事務に従事する職員であつて厚生労働大臣が指定するもの(法第八十九条第一項第一号の政令で定める給付等)

第六条の五 法第八十九条第一項第一号に規定する障害を支給事由とする給付であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 厚生年金保険法による障害厚生年金又は平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項若しくは第六十五条第二項の規定による障害共済年金(障害の程度が第四条の六に定める障害の状態に該当する者に支給するものに限る。)

二 移行農林共済年金のうち障害共済年金(次項第一号ハにおいて「移行障害共済年金」という。)で障害の程度が第四条の六に定める障害の状態に該当するもの

三 旧法による障害年金

四 旧厚生年金保険法による障害年金

五 旧船員保険法による障害年金

六 共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団が支給する障害年金(平成八年改正法附則第十六条第三項又は平成十三年統合法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものを含む。)

七 恩給法(他の法律において準用する場合を含む。)による年金たる給付のうち障害を支給事由とするもの

八 地方公務員の退職年金に関する条例による年金たる給付のうち障害を支給事由とするもの

九 旧執行官法附則第十三条の規定による年金たる給付のうち障害を支給事由とするもの

十一 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法によつて国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付のうち障害を支給事由とするもの

十二 互助年金廃止法附則第十一条第一項の公務傷病年金及び旧国会議員互助年金法第十一条第一項の公務傷病年金

十三 遺族援護法による障害年金

法第八十九条第一項第一号に規定する政令で定める者は、次のとおりとする。

一 次に掲げる給付の受給権者であつて、最後に厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態（以下この号において「障害状態」という。）に該当しなくなつた日から起算して障害状態に該当することなく三年を経過したもの（現に障害状態に該当しない者に限る。）

イ 障害基礎年金

ロ 厚生年金保険法による障害厚生年金又は平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項若しくは第六十五条第一項の規定による障害共済年金

ハ 移行障害共済年金

二 旧法による障害年金の受給権者であつて、最後に旧法別表に定める程度の障害の状態（以下この号において「障害状態」という。）に該当しなくなつた日から起算して障害状態に該当することなく三年を経過したもの（現に障害状態に該当しない者に限る。）

三 旧厚生年金保険法による障害年金の受給権者であつて、最後に旧厚生年金保険法別表第一に定める程度の障害の状態（以下この号において「障害状態」という。）に該当しなくなつた日から起算して障害状態に該当することなく三年を経過したもの（現に障害状態に該当しない者に限る。）

四 旧船員保険法による障害年金の受給権者であつて、最後に当該障害年金を受ける程度の障害の状態（以下この号において「障害状態」という。）に該当しなくなつた日から起算して障害状態に該当することなく三年を経過したもの（現に障害状態に該当しない者に限る。）

第三十一条		第三十二条		第三十三条		第三十四条	
第十七項		第十八項		第十九項		第二十項	
二項		一項		二項		一項	
第三十条 二項 十八条 第三条の三 市町村長等	市町村長等 コード	当該第三者 う。)	自己と同一の 者以外の者 (以下この条 において「第 三者」とい う。)	市町村長等 住民票に記載 された住民票	市町村長、都 道府県知事、都 機構又は総 務省	厚生労働大臣、日本 年金機構、市町村長 又は国民年金法第百 八条の五に規定する 全国健康保険協会、 共済組合等その他の 厚生労働省令で定め る者	当該市町村の 住民以外の者 に係る住民票 に記載された 住民票コード コード された住民票 基礎年金番号
厚生労働大臣等	厚生労働大臣等 年金番号	当該他人 同条に規定する基礎	他人	厚生労働大臣等	厚生労働大臣、日本 年金機構、市町村長 又は国民年金法第百 八条の五に規定する 全国健康保険協会、 共済組合等その他の 厚生労働省令で定め る者	国民年金法第十四条 に規定する政府管掌 年金事業の運営に關 する事務又は當該事 業に關連する事務 いう。(以下この条に おいて同じ。)	国民年金法第十四条 に規定する政府管掌 年金事業の運営に關 する事務又は當該事 業に關連する事務 いう。(以下この条に おいて同じ。)

中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(法第二百九条の二の二第一項の政令で定める法
人)

第十一條の九 法第二百九条の三第一項に規定する
(法第二百九条の三第一項の政令で定める団体)

（法第百九条の二）の二第一項の政令で定める法
人

第十一条の七 法第百九条の二の二第一項に規定する政令で定める法人は、次のとおりとする。

一 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構

二 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人

三 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十九号）第三条に規定する学校法人（同法第一百五十二条第五項の規定により設立された法人を含む。）

四 構造改革特別区城法（平成十四年法律第八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社及び同法第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人

五 次条第八号から第十号までに掲げる教育施設を設置する法人（法第二百九条の二の二第一項の政令で定める教育施設）

第十一条の八 法第二百九条の二の二第一項に規定する政令で定める教育施設は、次のとおりとする。

一 学校教育法第四十五条に規定する中学校（夜間その他特別の時間において授業を行うものに限る。）

二 学校教育法第五十条に規定する高等学校

三 学校教育法第六十三条に規定する中等教育学校

四 学校教育法第七十二条に規定する特別支援学校（同法第七十六条第二項に規定する高等部に限る。）

五 学校教育法第八十三条に規定する大学（同法第九十七条に規定する大学院を含む。）

六 学校教育法第一百八条第二項に規定する短期大学

七 学校教育法第一百十五条に規定する高等専門学校

八 学校教育法第一百二十四条に規定する専修学校

九 学校教育法第一百三十四条第一項に規定する各種学校（修業年限が一年以上である課程を有するものに限る。）

十 前各号に掲げる教育施設に準ずるものとし
て厚生労働省令で定める教育施設

（法第百九条の三第一項の政令で定める團体）
第十一條の九 法第百九条の三第一項に規定する政令で定める團体は、次のとおりとする。
一 同種の事業又は業務に從事する被保険者を構成員とする團体を構成員とする團体
二 同種の事業を行う法人を構成員とする團体（法第百九条の五第一項に規定する政令で定める事情）
第十一條の十 法第百九条の五第一項に規定する政令で定める事情は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。
一 納付義務者が厚生労働省令で定める月数分以上の保険料を滞納していること。
二 納付義務者が法第百九条の五第一項に規定する滞納処分等その他の処分（以下「滞納処分等その他の処分」という。）の執行を免れる目的でその財産について隠へいているそれがあること。
三 勞働省令で定める月までにおいては、前々年の所得（一月から厚生労働省令で定める額以上である所得）が厚生労働省令で定める額以上であること。
四 滯納処分等その他の処分を受けたにもかかわらず、納付義務者が滞納している保険料その他の法（第十章を除く。第十一条の十三において同じ。）の規定による徴収金の納付について誠実な意思を有すると認められないこと。
（財務大臣への権限の委任）
第十一條の十一 厚生労働大臣は、法第百九条の五第一項の規定により滞納処分等その他の処分の権限を委任する場合においては、次に掲げるものを除き、その全部を財務大臣に委任する。
一 法第九十五条の規定によりその例によるものとされる国税徵収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第一百三十八条の規定による告知のとされる国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十一條の規定による延長。
二 法第九十五条の規定によりその例によるものとされる国税徵収法（昭和五十三年第一項の規定による滞納処分の執行の停止）
三 法第九十五条の規定によりその例によるものとされる国税通則法（昭和三十六年第一項の規定による告知）

五 法第九十五条の規定によりその例によるものとされる国税通則法第五十五条第一項の規定による受託	六 法第九十五条の規定によりその例によるものとされる国税通則法第六十三条の規定による免除
七 法第九十五条の規定によりその例によるものとされる国税通則法第一百二十三条第一項の規定による交付	八 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限
(国税局長又は税務署長への権限の委任)	九 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限
第十一条の十二 国税庁長官は、法第百九条の五第五項の規定により委任された権限の全部を納付義務者の居住地を管轄する国税局長に委任する。	十 國税局長は、必要があると認めるときは、法第百九条の五第六項の規定により委任された権限の全部を納付義務者の居住地を管轄する税務署長に委任する。
(地方厚生局長等への権限の委任)	(地方厚生局長等への権限の委任)

十一 条の十二 法第十四条の四に規定する厚生労働大臣の権限は、法第十四条の二第一項(同条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による請求を受理した日本年金機構の事務所(年金事務所(日本年金機構法(平成十九年法律第百九号)第二十九条に規定する年金事務所をいう。以下同じ。)において同じ。)の規定による請求を受理する地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行なうことを妨げない。前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、法第十四条の二第一項の規定による請求を受理した日本年金機構の事務所の所在地を管轄する地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が自らその権限を行なうことを妨げない。	十二 条の十三 法第一百九条の十一第一項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。(機構が収納を行う場合)
十三 条の十四 厚生労働大臣は、法第百九条の十一第一項の規定により機構に保険料等の収納を行わせるに当たり、その旨を公示しなければならない。	十四 条の十五 機構において国(毎会計年度所屬の保険料等を収納する)は、翌年度の四月三十日限りとする。(機構による収納手続)
十五 条の十六 機構は、保険料等につき、法第一百九条の十一第一項の規定による収納を行つたときは、該保険料等の納付をした者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領收証書を交付しなければならない。この場合において、機構は、厚生労働省令で定めるところによつて、得た額とする。	十六 条の十七 機構は、収納職員による保険料等の収納及び当該収納をした保険料等の日本銀(帳簿の備付け)
十七 条の十八 第十二条の三の二第一号に規定する政令で定める場合は、厚生労働省令へ(委任)	十八 条の十九 法附則第七条の三の二第一号に規定する政令で定める期間は、次のとおりとする。

第十二条の十九 法附則第七条の三の二第一号に規定する政令で定める期間は、次のとおりとする。	一 法附則第七条の三第三項の規定により保険料納付済期間に算入された期間
二 平成六年改正法附則第十条第三項の規定により保険料納付済期間に算入された期間	二 平成十六年改正法附則第二十一条第二項の規定により保険料納付済期間に算入された期間
三 平成十六年改正法附則第二十一条第二項の規定により保険料納付済期間に算入された期間	三 平成十六年改正法附則第二十一条第二項の規定により保険料納付済期間に算入された期間
四 平成六年改正法附則第十条第三項の規定により保険料納付済期間に算入された期間	四 平成六年改正法附則第十条第三項の規定により保険料納付済期間に算入された期間
五 平成六年改正法附則第十条第三項の規定により保険料納付済期間に算入された期間	五 平成六年改正法附則第十条第三項の規定により保険料納付済期間に算入された期間

第十二条の二十 法附則第九条の二の二第一項の政令で定める政令で定める場合は、厚生労働省令へ(委任)	一 前項に規定する率(当該一の期間に基づく老齢厚生年金が口に掲げるものである場合に請求した日の属する月から六十五歳に達する日の属する月の前月までの月数を乗じて得た率を乗じて得た額とする。
二 法附則第九条の二の二第一項の政令で定める政令で定める場合は、厚生労働省令へ(委任)	二 前項に規定する率(当該一の期間に基づく老齢厚生年金が口に掲げるものである場合には、請求日の属する月と当該一の期間に基づく老齢厚生年金に係る特例支給開始年齢に達する日の属する月が同一の場合又は当該一の期間に基づく老齢厚生年金が口に掲げるものである場合には零)
三 法附則第九条の二の二第一項の政令で定める政令で定める場合は、厚生労働省令へ(委任)	三 前項に規定する率(当該一の期間に基づく老齢厚生年金が口に掲げるものである場合には、請求日の属する月と当該一の期間に基づく老齢厚生年金に係る特例支給開始年齢に達する日の属する月が同一の場合又は当該一の期間に基づく老齢厚生年金が口に掲げるものである場合には零)
四 法附則第九条の二の二第一項の政令で定める政令で定める場合は、厚生労働省令へ(委任)	四 前項に規定する率(当該一の期間に基づく老齢厚生年金が口に掲げるものである場合には、請求日の属する月と当該一の期間に基づく老齢厚生年金に係る特例支給開始年齢に達する日の属する月が同一の場合又は当該一の期間に基づく老齢厚生年金が口に掲げるものである場合には零)
五 法附則第九条の二の二第一項の政令で定める政令で定める場合は、厚生労働省令へ(委任)	五 前項に規定する率(当該一の期間に基づく老齢厚生年金が口に掲げるものである場合には、請求日の属する月と当該一の期間に基づく老齢厚生年金に係る特例支給開始年齢に達する日の属する月が同一の場合又は当該一の期間に基づく老齢厚生年金が口に掲げるものである場合には零)

始年齢に達していないものがその受給資格期間を満たしているものを除く。) を除く。

一 当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者であつた期間の月数を、当該月数と厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する他の期間に基づく老齢厚生年金の額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者であつた期間の月数とを合算した月数で除して得た率

第十二条の四 法附則第九条の二の二第四項に規定する政令で定める額は、法第二十七条の規定によつて計算した額に前条の規定により算定した率を乗じて得た額に減額率（千分の四に請求日の属する月から六十五歳に達する日の属する月の前月までの月数を乗じて得た率をいう。）を乗じて得た額とする。

第十三条 法附則第九条の三第一項に規定する政令で定める共済組合は、次に掲げる命令に基づく共済組合とする。

二 朝鮮總督府遞信官署共濟組合令（昭和十六年
年勅令第三百五十七号）

三 朝鮮總督府交通局共濟組合令（昭和十六年
勅令第三百五十八号）

四 台灣總督府專壳局共濟組合令（大正十四年
勅令第二百十四号）

五 台灣總督府營林共濟組合令（昭和五年勅令
第二百四十一号）

六 台湾總督府交通局通信共済組合令（昭和十六年勅令第二百八十六号）
七 台湾總督府交通局鐵道共済組合令（昭和十六年勅令第二百八十七号）
（法附則第九条の三に規定する政令で定める期間）

十四条 法附則第九条の三第一項に規定する政令で定める期間は、同項に規定する旧陸軍共済組合令及び前条各号に規定する命令（以下「旧共済組合令」という。）に基づく命令の規定のうち、旧共済組合令に基づく共済組合が支給する退職を支給理由とする給付に関する規定の適用を受ける組合員であった期間につき、国民年

金の被保険者期間の計算の例により算定した期間とする。ただし、次に掲げる期間を除く。

務員共済組合連合会及び全国市町村職員共済組合連合会を含む。) が支給する退職を支給理由とする年金たる給付(旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法に基づく退職を支給理由とする年金たる給付並びに平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付のうち退職を支給事由とするもの並びに平成八年改正法

附則第三十二条第二項に規定する存続組合及び平成八年改正附則第四十八条第一項に規定する指定基金が支給する退職を支給事由とする年金たる給付を含む。)の基礎となつた期間につき、国民年金の被保険者期間の計算の例により算定した期間

二 厚生年金保険法による老齢厚生年金の支給要件となる期間の計算の基礎となる昭和六十一年三月三十日以後の期間に就く

生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間とみなされ
た船員保険の被保険者であつた期間
(法附則第九条の三の二第一項の政令で定める
者)

第十四条の二 法附則第九条の三の二第一項に規定する法第二十六条ただし書に該当する者に準ずるものとして政令で定めるものは、昭和六十年改正附則第三十一条第一項に規定する者であつて、旧法による老齢年金又は通算老齢年金の受給資格要件たる期間を満たしていないものとする。
(法附則第九条の三の二第一項第二号の政令で定める給付)

第十四条の三 法附則第九条の三の二第一項第二号に規定する政令で定める給付は、次のとおりとする。

三 旧法による障害年金、母子年金、準母子年金及び老齢福祉年金（老齢特別給付金を含む。）
（法附則第九条の三の二第三項の政令で定める数）

<p>(法附則第九条の四の二第一項の政令で定める期間)</p> <p>第十四条の六 法附則第九条の四の二第一項に規定する政令で定める期間は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 法附則第七条の三第三項の規定により保険料納付済期間に算入された期間 二 平成六年改正法附則第十条第三項の規定により保険料納付済期間に算入された期間 三 平成十六年改正法附則第二十一条第二項の規定により保険料納付済期間に算入された期間 <p>(法附則第九条の四の二第一項の政令で定める期間)</p> <p>第十四条の七 法附則第九条の四の二第二項に規定する政令で定める法令は、次に掲げる法律及びこれに基づく又はこれを実施するための命令(これらの法令の改正の際の経過措置を含む。)とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 法 二 厚生年金保険法 三 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法(平成二十四年一元化法附則第三十六条第一項、第三項若しくは第五項又は第三十七条第一項(私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりこれららの規定の例によることとされる場合を含む。)の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいう。以下同じ。) 四 正前地共済法(平成二十四年一元化法附則第六十条第一項、第二項若しくは第五项又は第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいう。以下同じ。) <p>五 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法(平成二十四年一元化法附則第七十八条又は第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改組合法をいう。以下同じ。)</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">第三号被保険者以外の被保険者に係るものにあつては市町村長に、第三号被保険者又は受給権者に係るものにあつては厚生労働大臣</td><td style="width: 50%;">厚生労働大臣</td></tr> </table>	第三号被保険者以外の被保険者に係るものにあつては市町村長に、第三号被保険者又は受給権者に係るものにあつては厚生労働大臣	厚生労働大臣
第三号被保険者以外の被保険者に係るものにあつては市町村長に、第三号被保険者又は受給権者に係るものにあつては厚生労働大臣	厚生労働大臣		

一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法をいう。(以下同じ。)

六 平成十三年統合法(平成十三年統合法の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法(平成十三年統合法附則第二条第一項第一号に規定する廃止前農林共済法をいう。)を含む。第十四条の十一第六号及び第十四条の十二第二項第六号及び第十四条の十三第二項第六号において同じ。)

七 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十九年法律第一百四号。以下「協定実施特例法」という。)

(特定期間を有する者に関する特例)

第十四条の七の二 特定期間・法附則第九条の四の二第二項に規定する特定期間をいう。次項において同じ。)を有する者に対する昭和六十年改正法附則第十七条第一項の規定の適用については、同項中「保険料免除期間とみなすこととされたものを含む」とあるのは、「保険料免除期間とみなすこととされたものを含み、同法第九条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く」とする。

2 法第九十四条の規定は、特定期間を有する者については、適用しない。

(法附則第九条の四の二第三項の政令で定める規定)

第十四条の八 法附則第九条の四の二第三項に規定する政令で定める規定は、法附則第九条の四の九第三項、国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第九十三条)。第十四条の二十三第二号において「平成二十三年年金確保支援法」という。)

附則第二条第一項及び平成二十六年改正法附則第十一条第一項とする。

第十一条第一項で定める額は、同項の規定により同項に規定する特定保険料(以下「特定保険料」という。)を納付する月(以下この項において「納付対象月」という。)が次の表の上欄に掲げる年度に属する場合において、当該納付対象月に係る保険料に相当する額(これに十円未満の端数がある場合においては、その端数金額

が五円未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五円以上であるときは、これを十円として計算する。)とする。

	平成二十一年度	平成二十二年度	平成二十三年度	平成二十四年度	平成二十五年度	平成二十六年度
○・○五二	○・○六七	○・○六七	○・○一一	○・○五	○・○五	○・○一八
○・○四〇	○・○二七	○・○二七	○・○一一	○・○五	○・○五	○・○一八
○・○五二	○・○六七	○・○六七	○・○一一	○・○五	○・○五	○・○一八
○・○五二	○・○六七	○・○六七	○・○一一	○・○五	○・○五	○・○一八

が五円未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五円以上であるときは、これを十円として計算する。)とする。

一 前項の表の上欄に掲げる年度に属する各月(法附則第九条の四の二第一項の承認の日の属する月前十年以内の期間の各月に限る。)について特定保険料を納付する場合(当該納付に係る期間の各月の保険料に相当する額に前項に規定する額を加算した額)

二 平成十八年度以前の年度に属する各月及び平成十九年度に属する各月(法附則第九条の四の三第一項の承認の日の属する月前十年以内の期間の各月を除く。)について特定保険料を納付する場合(前号に定める額のうち最も高い額)

(法附則第九条の四の三第五項に規定する特定保険料の納付手続等)

2 前項に定めるもののほか、特定保険料の納付の手続その他特定保険料の納付について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(法附則第九条の四の四の政令で定める法令の規定により特定保険料の納付の承認を受けようとする被保険者又は被保険者であつた者は、特定保険料申込書を機構に提出しなければならない。

第十四条の九 法附則第九条の四の三第一項の規定により特定保険料の納付期限日(法附則第九条の四の三第一項に規定する特定保険料納付期限日をいう。)の翌日以後に次の各号に掲げる者に該当するものは、第十四条の十一に規定する法令の規定の適用については、その該当する間、当該各号に定める者とみなす。この場合において、第一号に掲げる特定受給者に支給する老齢基礎年金又は厚生年金保険法に基づく老齢給付等の額については、当該特定受給者の有する保険料納付済期間及び保険料免除期間は、計算の基礎としない。

3 前二項の規定を適用する場合においては、前条の規定を準用する。

(法附則第九条の四の六第一項の政令で定める法令)は、次に掲げる法律とする。

四 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法(平成十三年統合法附則第二条第一項第二号に規定する旧農林共済法をいう。)の規定による老齢基礎年金又は厚生年金保険法その他の政令で定める法令は、次に掲げる法律及びこれに基づく又はこれを実施するための命令(これらの法令の改正の際の経過措置を含む。)とする。

五 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法(平成十三年統合法改正前国共済法)は、次に掲げる法律及びこれに基づく又はこれを実施するための命令(これらの法令の改正の際の経過措置を含む。)とする。

六 平成十三年統合法

七 協定実施特例法

(法附則第九条の四の六第二項の政令で定める法令)

一 厚生年金保険法

二 厚生年金保険法

三 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法

四 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法

五 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法

六 平成十三年統合法

七 協定実施特例法

(法附則第九条の四の六第二項の政令で定める法令)

一 厚生年金保険法

二 保険料納付済期間(昭和六十年改正法附則第八条第四項に規定するものを除く。以下この号において同じ。)及び保険料免除期間とを合算した期間が十年以上である者

三 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法

四 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法

五 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法

六 平成十三年統合法

七 協定実施特例法

(法附則第九条の四の六第二項の政令で定める法令)

一 厚生年金保険法

ることにより支給する旧法による老齢年金となす。
 (特定事由に係る申出等の特例により旧保険料免除期間とみなされた期間等を有した者に対する旧法による通算老齢年金等の失権の特例)
第十四条の三十四 旧法による通算老齢年金の受給権は、その受給権者が第十四条の三十、第十四条の三十一又は第十四条の三十二第一項の規定による旧法による老齢年金の受給権を取得したときは、消滅する。
旧法第七十九条の二第一項の規定による老齢年金及び旧法附則第九条の三第一項の規定に該当することにより支給する旧法による老齢年金の受給権は、その受給権者が第十四条の三十又は第十四条の三十一の規定による旧法による老齢年金の受給権を取得したときは、消滅する。
(共済払いの基礎年金の支払)
第十五条 第一条第一項第一号から第三号までに規定する老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金であつて厚生労働省令で定めるもの(以下「共済払いの基礎年金」という。)の支払に関する事務は、共済組合(国家公務員共済組合連合会又は全国市町村職員共済組合連合会を組織する共済組合があつては、それぞれ当該連合会とする。)又は日本私立学校振興・共済事業団(以下「共済組合等」という。)に行わせることができる。
前項の規定により共済組合等に共済払いの基礎年金の支払に関する事務を行わせる場合の手続は、厚生労働省令で定める。

3 厚生労働大臣は、前二項に規定する厚生労働省令を定めるときは、財務大臣並びに共済組合連合会を組織するものを除く。)、国家公務員共済組合連合会及び全国市町村職員共済組合並びに日本私立学校振興・共済事業団を所管する大臣に協議しなければならない。
(資金の交付)
第十六条 政府は、前条第一項の規定により共済組合等が共済払いの基礎年金の支払に関する事務を行なう場合には、その支払に必要な資金を当該共済組合等に交付するものとする。
政府は、前項の規定による資金の交付をするときは、必要な資金を日本銀行に交付して、同項の規定による資金の交付をさせることができるものとする。

3 前項に定めるものほか、第一項の規定によることにより支給する旧法による老齢年金となす。
 (特定事由に係る申出等の特例により旧保険料免除期間とみなされた期間等を有した者に対する旧法による通算老齢年金等の失権の特例)
第十四条の三十四 旧法による通算老齢年金の受給権は、その受給権者が第十四条の三十、第十四条の三十一又は第十四条の三十二第一項の規定による旧法による老齢年金の受給権を取得したときは、消滅する。
旧法第七十九条の二第一項の規定による老齢年金及び旧法附則第九条の三第一項の規定に該当することにより支給する旧法による老齢年金の受給権は、その受給権者が第十四条の三十又は第十四条の三十一の規定による旧法による老齢年金の受給権を取得したときは、消滅する。
(共済払いの基礎年金の支払)
第十五条 第一条第一項第一号から第三号までに規定する老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金であつて厚生労働省令で定めるもの(以下「共済払いの基礎年金」という。)の支払に関する事務は、共済組合(国家公務員共済組合連合会又は全国市町村職員共済組合連合会を組織する共済組合があつては、それぞれ当該連合会とする。)又は日本私立学校振興・共済事業団(以下「共済組合等」という。)に行わせることができる。
前項の規定により共済組合等に共済払いの基礎年金の支払に関する事務を行わせる場合の手続は、厚生労働省令で定める。

3 厚生労働大臣は、前二項に規定する厚生労働省令を定めるときは、財務大臣並びに共済組合連合会を組織するものを除く。)、国家公務員共済組合連合会及び全国市町村職員共済組合並びに日本私立学校振興・共済事業団を所管する大臣に協議しなければならない。
(資金の交付)
第十六条 政府は、前条第一項の規定により共済組合等が共済払いの基礎年金の支払に関する事務を行なう場合には、その支払に必要な資金を当該共済組合等に交付するものとする。
この政令は、昭和三十五年七月一日から施行する。ただし、法附則第三条第一項の規定によつてなされる手続に関しては、公布の日から施行する。

3 前項の規定により支給する旧法による老齢年金となす。
 (特定事由に係る申出等の特例により旧保険料免除期間とみなされた期間等を有した者に対する旧法による通算老齢年金等の失権の特例)
第十四条の三十四 旧法による通算老齢年金の受給権は、その受給権者が第十四条の三十、第十四条の三十一又は第十四条の三十二第一項の規定による旧法による老齢年金の受給権を取得したときは、消滅する。
旧法第七十九条の二第一項の規定による老齢年金及び旧法附則第九条の三第一項の規定に該当することにより支給する旧法による老齢年金の受給権は、その受給権者が第十四条の三十又は第十四条の三十一の規定による旧法による老齢年金の受給権を取得したときは、消滅する。
(共済払いの基礎年金の支払)
第十五条 第一条第一項第一号から第三号までに規定する老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金であつて厚生労働省令で定めるもの(以下「共済払いの基礎年金」という。)の支払に関する事務は、共済組合(国家公務員共済組合連合会又は全国市町村職員共済組合連合会を組織する共済組合があつては、それぞれ当該連合会とする。)又は日本私立学校振興・共済事業団(以下「共済組合等」という。)に行わせることができる。
前項の規定により共済組合等に共済払いの基礎年金の支払に関する事務を行わせる場合の手続は、厚生労働省令で定める。

3 前項に定めるものほか、第一項の規定による資金の交付に関する事務を行なう共済組合等が取り扱う第一項の規定により交付された資金の受払に関する手続は、財務省令で定める。

十五年法律第五十七号の施行の日(昭和三十五年七月二十五日)から施行する。

附 則 (昭和三六年三月二〇日政令第三二号)

この政令は、昭和三十六年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三六年一〇月三一日政令第三三七号) 抄

(施行期日)

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の第六条の二の規定は、昭和三十六年四月一日から適用する。

附 則 (昭和三七年五月二日政令第一八六号) 抄

(施行期日)

この政令の施行前に国民年金印紙によつて保険料が前納された未経過期間に係る第九条第一項の規定による還付額については、なお従前の例による。

附 則 (昭和三七年五月二日政令第一八六号) 抄

(施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三七年六月二八日政令第二六五号) 抄

(施行期日)

この政令は、昭和三十七年七月一日から施行する。

附 則 (昭和三八年七月一六日政令第二六二号) 抄

(施行期日)

この政令は、昭和三十七年七月一日から施行する。

附 則 (昭和三八年七月一六日政令第二六二号) 抄

(施行期日)

この政令は、昭和三十七年七月一日から施行する。

附 則 (昭和三九年六月二八日政令第二九号) 抄

(施行期日)

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の第六条及び第六条の二の規定は、昭和三十七年以後の年の所得による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金の支給の停止について適用する。

附 則 (昭和四一年四月四日政令第一〇八号) 抄

(施行期日)

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の第六条及び第六条の二の規定は、昭和三十七年以後の年の所得による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金の支給の停止について適用する。

附 則 (昭和四一年四月四日政令第一〇九号) 抄

(施行期日)

この政令は、公布の日から施行し、昭和四十一年四月一日から適用する。

附 則 (昭和三五年七月一九日政令第二二〇号) 抄

(施行期日)

この政令は、公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律(昭和三四年四月一日から適用する)。

(国民年金法施行令の一部改正等に伴う経過措置)

第六条 適用日の前日において現に前条の規定による改正前の国民年金法施行令第四条第五号から第七号までの適用を受けていた者に対する同令の規定に係る給付及び自治省令で定める給付については、なお従前の例による。

附 則 (昭和四一年六月三〇日政令第二〇四号)

(施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第十二条の次に二条を加える改正規定は、昭和四十二年一月一日から施行する。

附 則 (昭和四一年六月三〇日政令第二〇四号)

(施行期日)

この政令による改正後の第六条及び第六条の二の規定は、昭和四十年以降の年の所得による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金の支給の停止について適用する。

附 則 (昭和四一年八月七日政令第二二三号)

(施行期日)

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の第五条の二第二項の規定は、昭和三十八年十月一日から適用する。

附 則 (昭和四一年八月七日政令第二二三号)

(施行期日)

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の第六条の二第二項の規定による保険料とする。

附 則 (昭和四二年八月七日政令第二二三号)

(施行期日)

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の第五条の二第二項の規定は、昭和三十八年十月一日から適用する。

附 則 (昭和四二年八月七日政令第二二三号)

(施行期日)

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の第六条の二第二項の規定による保険料を前納するものとした場合」とあるのは、「国民年金法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第九十二号)による改正前の国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第八十七条第三項に規定する額に基づいて算定された額により前納されたものの還付についてこの政令による改正後の第九条第三項の規定を適用する場合においては、同項中「保険料を前納するものとした場合」とあるのは、「国民年金法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第九十二号)による改正前の国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第八十七条第三項に規定する額による保険料を前納するものとした場合」と、「社会保険庁長官が定める期間のすべての保険料」とあるのは、「将来のすべての保険料」とする。

附 則 (昭和四二年八月七日政令第二二三号)

(施行期日)

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の第六条の二第二項の規定による保険料を前納するものとした場合」とあるのは、「国民年金法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第九十二号)による改正前の国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第八十七条第三項に規定する額による保険料を前納するものとした場合」と、「社会保険庁長官が定める期間のすべての保険料」とあるのは、「将来のすべての保険料」とする。

附 則 (昭和四二年八月七日政令第二二三号)

(施行期日)

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の第六条の二第二項の規定による保険料を前納するものとした場合」とあるのは、「国民年金法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第九十二号)による改正前の国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第八十七条第三項に規定する額による保険料を前納するものとした場合」と、「社会保険庁長官が定める期間のすべての保険料」とあるのは、「将来のすべての保険料」とする。

附 則 (昭和四二年八月七日政令第二二三号)

(施行期日)

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の第六条の二第二項の規定による保険料を前納するものとした場合」とあるのは、「国民年金法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第九十二号)による改正前の国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第八十七条第三項に規定する額による保険料を前納するものとした場合」と、「社会保険庁長官が定める期間のすべての保険料」とあるのは、「将来のすべての保険料」とする。

附 則 (昭和四二年八月七日政令第二二三号)

(施行期日)

この政令は、公布の日から施行し、昭和四十一年四月一日から適用する。

については、各被用者年金保険者に係る第一条の規定による改正後の国民年金法施行規定による改正後の国民年金法施行令（以下「新国民年金法施行令」という。）第十二条の二第二号に定める数は、同号の規定にかかわらず、当該各号に定める数とする。

一 昭和六十一年度 昭和六十二年三月三十一日における当該被用者年金保険者に係る被保險者のうち第三号被保険者である者の数の二倍に相当する数

二 昭和六十二年度 昭和六十三年三月三十一日における当該被用者年金保険者に係る被保險者のうち第三号被保険者である者の数の二十四倍に相当する数から、前号に定める数を控除して得た数

三 新国民年金法施行令第十二条の二の規定の適用については、当分の間、同条第三号中「保険料納付済期間」とあるのは、「保険料納付済期間（昭和六十一年四月一日以後の期間に係るものに限る。）」とする。

第四条 新国民年金法施行令第十二条第一項の規定の適用については、昭和六十一年七月三十一日までの間ににおいては、同項中「法による給付及び旧法による給付（老齢福祉年金を除く。）であつて、受給権者が社会保険庁長官からその支払を受けることを希望するもの」とあるのは、「旧法による老齢年金及び通算老齢年金並びに法による老齢基礎年金、障害基礎年金（第一条第二号イに掲げる給付を除く。）、遺族基礎年金（同号ロに掲げる給付を除く。）及び法附則第九条の三に規定する老齢年金で受給権者が社会保険庁長官からその支払を受けることを希望するもの並びに旧法による障害年金、母子年金、準母子年金、遺児年金及び寡婦年金並びに法による障害基礎年金（第一条第二号イに掲げる給付に限る。）、遺族基礎年金（同号ロに掲げる給付に限る。）、寡婦年金、死亡一時金及び特別一時金」とする。

附 則（昭和六一年四月一八日政令第一二〇号）

1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中国民年金法施行令第五条の四の改正規定、第二条中国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に限る。）及び附則第三項の規定は、昭和六十年八月一日から施行する。

2 第一条 この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和六二年三月二〇日政令第五三七〇号）抄

（施行期日）抄

1 この政令は、昭和六十二年二月一日から施行する。

2 改正後の国民年金法施行令第一条第二号イ若しくはロに掲げる給付又は同条第十二条に規定する老齢年金若しくは通算老齢年金を受ける権利の裁定（その請求がこの政令の施行前に行われたものに限る。）に関する事務及び当該裁定に伴う当該給付に関する証書の作成に関する事務については、なお従前の例による。

第三条 新国民年金法施行令第二条の二及び次項の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

附 則（昭和六三年五月二四日政令第一五九号）

（施行期日）抄

1 この政令は、昭和六三年五月二四日から施行する。

2 改正後の国民年金法施行令第五条の二、第二条の規定による改正後の国民年金法施行令第五条の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第五十二条の二及び次項の規定は、昭和六十三年三月以前の月分の障害基礎年金、遺族基礎年金及び老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

附 則（昭和六二年五月二九日政令第一八三号）抄

（施行期日）抄

1 この政令は、昭和六十二年八月一日から施行する。

2 昭和六十二年七月以前の月分の障害基礎年金、遺族基礎年金及び老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

附 則（昭和六二年六月一一日政令第一八八号）

（施行期日）抄

1 この政令は、昭和六十二年八月一日から施行する。

2 昭和六十三年七月以前の月分の障害基礎年金、遺族基礎年金及び老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

附 則（昭和六三年五月三一日政令第一七二号）

（施行期日）抄

1 この政令は、昭和六十三年八月一日から施行する。

2 昭和六十三年七月以前の月分の障害基礎年金、遺族基礎年金及び老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

附 則（昭和六三年八月二六日政令第一五四号）

（施行期日）抄

1 この政令は、昭和六十三年十月一日から施行する。

2 平成元年七月以前の月分の障害基礎年金、遺族基礎年金及び老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

附 則（平成元年五月三一日政令第一六二号）

（施行期日）抄

1 この政令は、平成元年八月一日から施行する。

2 平成元年七月以前の月分の障害基礎年金、遺族基礎年金及び老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

附 則（平成元年一二月二二日政令第一三六号）

（施行期日等）抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 平成元年七月以前の月分の障害基礎年金、遺族基礎年金及び老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

附 則（平成二年五月三〇日政令第一二一号）

（施行期日）抄

1 この政令は、平成二年八月一日から施行する。

2 平成二年七月以前の月分の障害基礎年金、遺族基礎年金及び老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

附 則（平成二年六月一五日政令第一一六四号）

（施行期日）抄

1 この政令は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の国民年金法施行令第五条の二、第二条の規定による改正後の国民年金法施行令第五条の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第五十二条及び次項の規定は、平成二年四月一日から適用する。

2 平成二年三月以前の月分の障害基礎年金、遺族基礎年金及び老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

附 則（平成二年六月一五日政令第一一六四号）

（施行期日）抄

1 この政令は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の国民年金法施行令第五条の二、第二条の規定による改正後の国民年金法施行令第五条の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第五十二条及び次項の規定は、平成二年四月一日から適用する。

附 則（平成三年五月一五日政令第一一〇一号）

（施行期日）抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 平成三年五月一五日政令第一一〇一号の規定による改正規定及び同令第四条の二を第四条とする改正規定及び同令第四条の二の改正規定平成三年四月一日次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から適用する。

「旧国民年金法」という。第七十九条の二(第五項)の規定により準用するものとされた旧国民年金法第六十六条第一項及び第二項に規定する平成十六年以後の所得の額の算定について適用する。

2 第一条の規定による改正後の国民年金法施行令第六条の二(第二項第二号及び第六条の十二第二項第二号並びに第三条の規定による改正後の昭和六十一年経過措置政令第五十二条第一項の表第六条の二(第二項第二号の項の規定は、国民年金法第三十六条の三第一項、第九十条の二第一項第一号及び第九十条の三第一項第一号並びに昭和六十年改正法附則第三十二条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第七十九条の二(第五項の規定により準用するものとされた旧国民年金法第六十六条第一項及び第二項に規定する平成十七年以後の所得の額の算定について適用し、平成十六年以前の当該所得の額の算定については、なお從前の例による。

附 則 (平成一七年三月二十五日政令第七五号)

この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年六月二九日政令第二六号)

(施行期日) 抄

第一条 この政令は、平成十七年七月一日から施行する。

附 則 (平成一七年一月一六日政令第三四一号)

この政令は、平成十八年七月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月二七日政令第七二号)

抄

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める負担金、補助金又は交付金から適用する。ただし、第五条の規定は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月二九日政令第七三号)

抄

(施行期日)

1 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則	(平成一八年三月三一日政令第一)	(施行期日)
二号	抄	
第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。		
一から三まで 略		
四 第一条中地方税法施行令第七条の九の改正規定、同令第七条の九の二を同令第七条の九の三とし、同令第七条の九の次に一条を加える改正規定、同令第七条の十一及び第七条の十三の三の改正規定、同令第七条の十六の二を削る改正規定、同令第七条の十七、第七条の十八、第八条の三、第九条の十四、第九条の十五第一項、第九条の十八、第九条の十九第一項、第九条の二十二、第九条の二十三第一項、第三十八条第一号及び第四十六条の二から第四十六条の三までの改正規定、同令第四次に一条を加える改正規定、同令第四十八条の三及び第四十八条の三の二の改正規定、同条を同令第四十八条の三の三とし、同令第四十八条の三の次に一条を加える改正規定、同令第四十八条の五の一及び第四十八条の六の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同定、同令第四十八条の七第一項の改正規定(第三百十四条の二第一項第五号の三に規定する事由の範囲)を「第三百十四条の二第一項第五号の三に規定する政令で定める保険料又は掛金」に改める部分及び「第七条の十五の七第一号」を「第七条の十五の七」に改め、「同条第二号中「法第三十四条第八項第二号」とあるのは「法第三百十四条の二第八項第二号」と「」を削る部分を除く。)並びに同令第四十八条の八、第四十八条の九及び第四十八条の九の三から第四十八条の九の六までの改正規定並びに同令附則第四条から第四条の四までの改正規定、同令附則第五条の四次に二条を加える改正規定、同令附則第五条の二第三項の改正規定(第四十二条の四第十一項)を「第四十二条の四第十項」に改める部分を除く。)、同条を同令附則第五条の四とする改正規定、同令附则第五条の二の二表第四十八条の十の項、第四十八条の十一の二第一項の項、第四十八条の十一の六第一項		

の項、第四十八条の十一の九第一項の項及び第四十八条の十一の十二第一項の項の改正規定、同条を同令附則第五条の五とする改正規定、同令附則第六条の二を削り、同令附則第六条の二の二を同令附則第六条の二とする改正規定、同令附則第十六条の三及び第十七条の改正規定、同令附則第十七条の二第一項の改正規定（第二十条の二第二十九項の）を「第二十条の二第二十一項の」に改める部分及び同項第一号の改正規定を除く。）、同条に三項を加える改正規定、同令附則第十七条の二の二及び第十七条の三の改正規定、同令附則第十八条の二の改正規定（同条第一項の改正規定（同条第三項各号）を「同条第三項」に改める部分に限る。）を除く。）、同令附則第十八条の三の改正規定（同条第三項の改正規定（「同条第三項各号」を「同条第三項」に改める部分に限る。）を除く。）、同令附則第十八条の四から第十八条の六までの改正規定、同令附則第十一条の二を削る改正規定、同令附則第十一条の六の二を削る改正規定、同令附則第十八条の七、第十八条の七の二及び第十九条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに同令附則第二十条及び第二十一条の改正規定並びに附則第二条第三項から第五項まで及び第八項から第十項まで、第十条から第十二条まで、第十四条並びに第十六条の規定 平成十九年四月一日
附 則（平成一八年三月三一日政令第一三四号）抄

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。
附 則 (平成一九年三月二二日政令第五五号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。
(国民年金法施行令の一部改正に伴う経過措置)
第二条 平成十九年三月以前の月分の国民年金の保険料の納付に係る生徒又は学生の範囲については、第三条第二号の規定による改正後の国民年金法施行令第六条の六の規定にかかるわらず、なお前前の例による。
附 則 (平成一九年三月三〇日政令第一〇〇号)
この政令は、平成十九年四月一日から施行する。
附 則 (平成一九年三月三一日政令第一一九号)
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。
附 則 (平成一九年八月三日政令第二三五号)
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。
附 則 (平成一九年一〇月一一日政令第三一〇号)
(施行期日)
第一条 この政令は、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(次条において「国民年金法等改正正法」という。)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十年二月一日)から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
第二条 国民年金法等改正法による改正後の国民年金法第九十二条の二の二第一項の規定による指定の手続は、国民年金法等改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前においても行なうことができる。
附 則 (平成一九年一月二日政令第三二六号)
(施行期日)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和六年六月一四日政令第二〇)

九号抄
(施行期日)

1 この政令は、令和七年四月一日から施行する。

別表 (第四条の六関係)	障害の程 度	障害の状態	一一〇一 九 八 七 六 五 四 三 二									
			一級	一級	一級	一級	一級	一級	一級	一級	一級	一級
次に掲げる視覚障害			イ 両眼の視力がそれぞれ○・○三以下のもの	ロ 一眼の視力が○・○四、他眼の視力が手動弁以下のもの	ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI／四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下かつI／二視標による両眼中心視野角度が一八度以下のもの	二 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が二〇点以下のもの	三 両耳の聴力レベルが一〇〇デシベル以上もの	四 両上肢の全ての指を欠くもの	五 両上肢の機能に著しい障害を有するもの	六 両下肢を足関節以上で欠くもの	七 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの	八 両下肢の機能に著しい障害を有するもの

級二	級一	五一四一三一二一一〇一九 八 七 六 五 四 三 二									
		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
つて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの											

七一六一
て、日常生活が著しい制限を受けたか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

備考

視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力を用いて測定する。

精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

精神の障害があつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの